

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2020年9月23日

公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

1. 重点項目（3項目）

- ・ 補助事業
- ・ 国・地方公共団体とのリース取引
- ・ 学校施設環境改善交付金

2. 行政手続きの電子化・合理化（18項目）

- ・ 古物営業法の各種手続きの電子化、提出期限の緩和
- ・ 医薬品医療機器等法の手続きの電子化
- ・ 償却資産税の地方公共団体における電子申告促進
- ・ 特定サービス産業動態調査の合理化
- ・ ワンストップサービスの拡充
- ・ 自動車税の車検証記載
- ・ 自動車税の還付通知書の電子化
- ・ 自動車登録制度の簡素化等
- ・ 債権譲渡登記、公証役場における手続きのオンライン化
- ・ 電子署名の法的有効性の明確化
- ・ 裁判手続きの電子化
- ・ 居住者証明書の請求
- ・ リース取引に関連して行う貸金取引に係る貸金業法の各種手続きの電子化
- ・ リース取引に関連して行う貸金取引（グループ間貸付）
- ・ インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等」の範囲
- ・ 監査法人との書面授受を要する手続きの電子化
- ・ 勤務証明書の様式統一及び電子化
- ・ 外国法人の内部留保等に関する報告書の電子化

以上

1. 重点項目（3項目）

（1）補助事業について【継続、一部新規】

【具体的内容】

- ①財産処分制限について撤廃またはリース期間とする等の緩和をすること。
- ②補助金の申請等の諸手続きについて電子化・簡素化すること。
- ③リースが利用できない補助事業について、リースにより設備を調達した場合も補助対象とすること。また、個別事業ごとにリース利用の適否を決めるのではなく、リースで設備を導入した場合は包括的に補助事業の対象とすること。
- ④リース・割賦の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助事業（ものづくり補助金等）について、リース・割賦と購入の取扱いを同等とすること。
- ⑤オペレーティング・リース取引、購入選択権付リース取引等の多様なリース取引、割賦販売取引・立替払取引を利用した場合も補助事業の適用対象とすること。
- ⑥以下の改善を図ること。
 - a) 単年度内で事業の完結が求められている補助事業について、複数年度にわたる事業期間についても対象とすること。
 - b) 補助事業の公募期間について、1～2か月程度と設定されているが、これを延長すること。
 - c) 共同申請型の補助事業について、耐用年数未経過時におけるリース会社の補助金返還義務を免除すること。または、リースが活用できる補助事業について、共同申請型と異なる補助金交付の仕組みを検討すること。
 - d) リース会社が大企業の場合に、ユーザーが中小企業等の場合であっても、大企業の補助率が適用される補助事業があり、設備を使用するユーザーを基準に補助率を設定すること。
 - e) リースで導入した産業用の設備について、補助率の引き上げを図ること。
 - f) 二国間クレジット（JCM）における補助金交付プロセスの多様化（コンソーシアム代表事業者（日本法人）以外も交付を受けられる仕組み）を図ること。

【提案理由】

- ①について
 - ・リース活用のメリットとして、設備の使用見込期間に合わせてリース期間を設定できることにあるが、財産処分制限が設定されることにより、実質的に法定耐用年数以上の使用が義務付けられていることから、リースでの設備利用ニーズを阻害している。また、企業においては、生産力の向上や省エネルギーを目的とした設備の更新、不採算部門の業務停止等に機動的に対応できず、財産処分制限により経済の活性化を阻害している。
 - ・補助事業の対象となる設備は、技術革新による性能向上が著しく、製品のライフサイクルが短くなっている中で、財産処分制限の規定があることにより設備更新が抑制され、設備が陳腐化する。リース契約により補助事業の対象設備を導入する場合には、財産処分制限の期間を法定耐用年数から適正リース期間に短縮することにより、設備更新の促進、陳腐化を回避することができ、公正かつ自由な経済活動が促進される。

②について

- ・補助事業に係る事務を電子化・合理化・明確化することにより、「働き方改革」に寄与することになる。

③・④・⑤について

- ・補助事業は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択枝を拡げることで、対象事業の推進に繋がる。
- ・補助事業によっては、リースが利用不可なものや購入対比で不利な事業がある。そのため、同事業を活用したいユーザー（民間企業）がリースを利用できないケースがある。設備調達手段は、購入の場合でもリースの場合でもユーザーの経済的効果を概ね同一であることから、リースも補助事業の対象とすることで、設備投資の活性化によるユーザーの生産性向上が期待できるほか、設備調達手法の多様化にも資する。
- ・リース・割賦等を補助事業の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、対象事業が更に促進され、政策目的（省エネルギー設備の代替促進、設備投資活性化、中小企業の生産性向上等）に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。
- ・ユーザーは、リースが有する資金負担及び償却負担の平準化効果を活用可能となる。
- ・ユーザーの設備調達手段のイコールフットィングの確保という観点においても、購入、リース・割賦等で適用の適否を決めることは合理的ではない。
- ・補助事業ごとに、リース・割賦等の適用の可否を定めるのではなく、例えば、各省庁の運用規程等において、リース・割賦等の取扱いを定めるべきである。

⑥について

- ・制度が改善されることにより、補助事業の利用が促進され、当該事業の目的達成に寄与することになる。

(2) 国・地方公共団体のリース取引について【継続、一部新規】

【具体的内容】

- ①国・地方自治体とのリース取引において、大量の書類作成及び各種書類への押印が必要とされる等、テレワーク推進上の大きな妨げとなっているため早急に電子化・合理化を進めること。
 - a) リース料請求書の統一的な電子化を図ること。電子化が実現するまでの間は請求書への押印及び添付書類（納品書等）の廃止、請求書の一括発行等の合理化を進めること。
 - b) 国・地方公共団体のリース料の支払いについて口座振替による方法を促進すること。
 - c) 入札手続きにおいて、見積書（押印必要）、関係書類の郵送が求められているが、これらの電子化を図ること。
- ②国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第 29 条の 12 について、地方自治法第 234 条の 3、同法施行令第 167 条の 17 と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。
- ③リース契約書について、国・地方公共団体が独自に作成した契約書が用いられているが、それらの内容が国・地方公共団体ごとに異なることから、リース取引の慣習法として定着している

「リース契約書（参考）2018年3月改訂」を基礎とした統一的な契約書のひな形を作成すること。また、リース契約の電子化を実施すること。

- ④地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での電子化による一本化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。
- ⑤指名競争入札を辞退した際の辞退届提出の免除または電子化等を促進すること。
- ⑥国・地方公共団体の設備調達手法の多様化等を促進するために以下を提言する。
 - a) 国・地方公共団体とリース会社のリース物件の共有を認めること。
 - b) 入札条件（過去取組実績）を撤廃すること。
 - c) 第三者賃貸方式によるリース（賃貸）を入札時の選択肢として認めること。
 - e) 公共向け建物リース取引について、補助金（交付金）の交付対象とすること。

【提案理由】

①について

- ・リース会社は国・地方公共団体に対してリース料の請求書を毎月発行しているが、契約書に押印した印鑑の押印が求められるほか、官公庁の指示により手書きでの追記や「納品書」等の書類の添付が求められる場合がある。
- ・これらの作業をするために、リース会社のリース料請求事務に不合理な負担が生じている。
- ・国・地方公共団体のリース料の支払いは、口座振替によることがほとんどなく、官公庁・リース会社の事務合理化のために、リース料の口座振替を促進すること。

②について

- ・現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。
- ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。
- ・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。

③について

- ・現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の慣習法として根付いている「リース契約書（参考）2018年3月改訂」を基礎とした統一的な契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。これを電子化することにより、事務合理化を更に促進することができる。

④について

- ・「競争入札参加資格審査申請」について、「電子申請」にて申請を受理している地方公共団体が増加しているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。

- ・添付書類（登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書等）の原本の提出を求める地方公共団体が多く、これらの省略または電子化・簡素化を図ることにより、地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。これを電子化することにより、事務合理化を更に促進することができる。
- ・電子入札用の専用 ID カードを用いる場合、入札者に過度な管理負担が生じ、これを用いないシステム構築が強く求められる。

⑤について

- ・特に入札期間が短い入札案件において応札作業をするために過重な事務負担がかかる。辞退届を失念した場合は入札資格の停止措置等が講じられる場合がある。応札しないことをもって入札に参加する意思がないものとして辞退届の提出を免除する措置が強く求められる。この措置が困難な場合は、辞退届提出の電子化または一定期間は包括的に指名を辞退できる措置を検討いただきたい。

⑥について

- ・国・地方公共団体の設備調達手法の多様化に資する。

(3) 学校施設環境改善交付金について【継続】

【具体的内容】

- ・学校施設改善交付金について、地方自治体がリースで対象設備（空調機器等）を導入した場合に、現状では、その交付を受け取ることができない。リースで対象設備を導入した場合も、交付金を受け取ることができれば、短期間かつ数多くの公立学校（体育館を含む。以下同じ。）に対象設備を整備することができる。

【提案理由】

- ・学校施設環境改善交付金は、地方自治体が対象設備を自己取得した場合に限って交付されるが、交付金は対象設備の取得価額等の 1/2 の補助であり、地方自治体が残りの 1/2 の資金を自ら調達する必要がある。多くの地方自治体において、財政事情が厳しい等の理由により、リースで対象設備を導入した場合も、交付金の交付を希望している。
- ・リースで対象設備を導入する場合は、①設備導入時に多額の資金負担が不要（初期投資負担の軽減）、②予算内で多くの施設へ導入が可能（短期間に数多くの設備導入が可能）、③リース料は定額（予算の平準化）、④取得・PFI と比べて短期間に設備を導入できるメリットがある。
- ・公立学校は自然災害時の避難所として重要な施設であることから、公立学校への空調設備の早期導入の社会的要請が強くなっている。リースのメリットと交付金の相乗効果によって、短期間で数多くの公立学校に空調設備を整備することができる。
- ・2 年度以降のリース料の予算措置は必要となるが、導入による利益の先取りをすることができ、リース料は定額のため予算計画がたてやすく財政支出が安定する。さらには、受益者への公平性を担保できる。
- ・また、学校施設を避難所として利用する場合、空調設備に加えて、非常用の自家発電設備の設置、高齢者等に配慮した洋式便器への更新等の必要性もあるが、リースと交付金を活用することにより、短期間で数多くの避難所に必要な設備を整備することができる。

2. 行政手続きの電子化・合理化（18項目）

項目	具体的内容
①古物営業法の各種手続きの電子化（新規）、提出期限の緩和について（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 各種提出書類（特に変更届）を電子化すること。 登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出期限を緩和すること。
②医薬品医療機器等法の手続きの電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 行政に対する各種提出書類（特に変更届）を電子化すること。
③償却資産税の地方公共団体における電子申告促進について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> リース会社は多数の地方公共団体に償却資産税を申告しているが、電子申告に対応していない地方公共団体も多く、実効性が限定される。すべての地方公共団体で対応できるように電子申告を促進すること。
④特定サービス産業動態調査の合理化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 「特定サービス産業動態調査（物品賃貸業）」について、毎月、売上高の増減理由の報告を行っているが、過重な業務負担が生じているため、これを不要とすること。
⑤ワンストップサービスの拡充（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の登録等について、ワンストップサービスが進められているが、自動車リサイクル法のリサイクル料金の預託等についても、ワンストップサービスに加えること。または、将来的な「車検証」廃止の構想の中で、ワンストップサービスと自動車リサイクルシステムを連携すること。
⑥自動車税の車検証記載について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車重量税の税額は車検証に記載されているが自動車税についても車検証に記載すること。将来的な「車検証」廃止の構想の中で、自動車重量税及び自動車税をデータ項目として存置すること。
⑦自動車税の還付通知書の電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税（種別割）の還付通知について電子データにて受領できるようにすること。
⑧自動車登録制度の簡素化等（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の登録等について、ワンストップサービスが進められているが、必要書類（委任状、印鑑証明書等多数）が必要となり簡素化すること。また、所有者が複数となる場合に、車検証記載の所有者欄を代表者1社とすること。
⑨債権譲渡登記、公証役場における手続きのオンライン化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 確定日付の付与等の手続きをオンライン化すること。

項目	具体的内容
⑩電子署名の法的有効性の明確化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名法における「サービス提供事業者」による証明方法を可とする旨を明記すること。具体的には、2020年7月17日付総務省・経済産業省・法務省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」を法制化すること。
⑪裁判手続きの電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所に提出する書類や裁判所から送達される書面通知を電子化すること。
⑫居住者証明書の請求について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 租税条約による減免措置を受けるため、税務署へ居住者証明書を請求する際に、郵送または来署による書類提出が必要となるが、これを電子化すること。
⑬リース取引に関連して行う貸金取引に係る貸金業法の各種手続きの電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業法による各種提出書類（特に変更届）を電子化すること。
⑭リース取引に関連して行う貸金取引（グループ間貸付）について（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業を営むリース会社の子会社等に貸付けを行う場合については、グループ会社間の円滑な資金融通およびリース会社の労働生産性向上を目的に行う行為規制の適用除外とすること。
⑮インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等」の範囲について（継続）	<ul style="list-style-type: none"> インサイダー取引規制への対応として実施する社内外関係者リストの作成・管理や当該関係者への注意喚起等はその都度多大なコストが生じていることから、「特定上場会社等」の範囲について、収益依存度を現行の「80%以上」から「50%以上」へ引き下げること。
⑯監査法人との書面授受を要する手続きの電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人との書面授受を要する手続き（会社法に基づく手続き）について電子化すること。
⑰勤務証明書の様式統一および電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> リース会社が地方公共団体に対して発行する勤務証明書について、様式統一及び電子化すること。
⑱外国法人の内部留保等に関する報告書の電子化について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行に提出する「外国法人の内部留保等に関する報告書」の提出手続きについて電子化すること。

以上